

パブリックコメント手続の実施について

1 実施概要

(1) 公表する資料

南相馬市幼稚園条例及び南相馬市保育園条例の一部改正（素案）について
（概要）

(2) 意見の提出方法

意見提出の書式は自由、住所、氏名、電話番号を明記
提出方法は持参、郵送、FAX及び電子メール

(3) 意見の提出期限・公表期間

令和6年11月1日（金）から11月20日（水）まで

(4) 公表場所

こども育成課、市役所市民課、各区役所、各生涯学習センター、
各市立幼稚園・保育園・認定こども園、市民情報交流センター、
市ホームページ

(5) 提出・問合せ先

〒975 - 8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地
こども未来部こども育成課
24 - 5242 Fax 24 - 5314
電子メール kodomoikusei@city.minamisoma.lg.jp

2 今後のスケジュールについて

日 付	項 目
11月1日（金） ～ 11月20日（水）	パブリックコメント手続き
11月	各区地域協議会
12月	庁内会議
1月	庁内会議、教育委員会定例会、子ども・子育て審議会
3月	3月定例議会（保育園、幼稚園条例改正）
令和7年4月	施設廃止

南相馬市幼稚園条例及び南相馬市保育園条例の 一部改正（素案）について（概要）

1 趣旨

現在休園している南相馬市立上真野幼稚園、太田幼稚園、石神第一幼稚園、石神第二幼稚園及び原町なかまち保育園並びに現在運営している原町あずま保育園を廃止するもの

2 改正理由

現在休園している上真野幼稚園、太田幼稚園、石神第一幼稚園、石神第二幼稚園及び原町なかまち保育園について、今後の市内の子どもの数の推移を踏まえ、公立施設で担うべき園児については、既存の開園している施設及び令和 7 年 4 月に開園予定の施設で受け入れが可能であると判断し、南相馬市保育園条例及び南相馬市幼稚園条例の一部を改正し、休園している 5 園を廃止するものです。

また、原町あずま保育園については、令和 3 年 11 月策定の「原町区認定こども園基本構想」において、原町さくらい保育園と統合し、原町区認定こども園に移行するとしており、令和 7 年 4 月にはらまち認定こども園聖桜が開園することから、南相馬市保育園条例の一部を改正し、原町あずま保育園を廃止するものです。

3 各休園施設等の概要

園 名	構 造	竣工年 度	耐用年 数	経過 年数	総床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	定員 (人)
上真野幼稚園	S 造平屋	1980	34	43	280	1,783	60
太田幼稚園	R C 造平屋	1978	47	45	451	3,618	105
石神第一幼稚園	R C 造平屋	1979	47	44	522	3,936	140
石神第二幼稚園	R C 造平屋	1978	47	45	775	4,782	210
原町なかまち保育園	木造平屋	1971	22	52	611	3,138	100
原町あずま保育園	R C 造平屋	1973	47	50	826	3,424	115

4 今後の市内の子どもの数の推移

■ 市内の 0 歳～5 歳児の総人口予測

【単位：人】

年齢	2020 年度	2025 年度	2030 年度	2035 年度	2040 年度
0 歳児	293	267	238	213	192
1 歳児	322	301	268	240	216
2 歳児	344	312	277	249	224

南相馬市幼稚園条例及び南相馬市保育園条例の一部改正（素案）
に係るパブリックコメント手続の実施について

【こども育成課】

3 歳児	380	339	302	271	244
4 歳児	374	305	271	243	219
5 歳児	372	368	336	299	267
合 計	2,085	1,892	1,692	1,515	1,362

2020 年度は、2020 年 4 月 30 日現在の住基人口。2025 年度以降は予測。

（出典：南相馬市幼稚園・保育園等のあり方に関する課題・対応方針）

5 各施設の廃止の理由及び施設の利活用等

（１）上真野幼稚園

廃止の理由

上真野幼稚園がある上真野小学校地区では、少子化の進行により子どもの数が減少していること、施設を再開した場合の 1 クラスの受入れ園児が少数であり、子どもの成長に必要な一定の集団¹を確保することができないこと。また保護者の就労の関係で保育園の利用希望が多いことなどから施設の役割は終了したと判断し、廃止するもの。

■上真野小学校区居住者（0 ～ 5 歳）状況（令和 6 年 7 月 1 日現在） 【単位：人】

区 分	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
上真野幼稚園	4	7	7	7	7	11	43
	1	4	6	7	7	10	35
	(0:1)	(0:4)	(0:6)	(1:6)	(2:5)	(2:8)	(5:30)

園の上段は住基人口、下段は通園者数、（ ）内の数値は（幼稚園利用児数：保育園利用児数）

施設の利活用等（予定）

現在、鹿島区の「子育て支援センター」及び「一時預かり」として活用しており、廃止後も「子育て支援センター」等として利用する予定。

（２）太田幼稚園

廃止の理由

太田幼稚園がある太田小学校区では、保護者の就労の関係で保育園の利

¹ ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
満 3 歳以上満 4 歳未満 15 人 満 4 歳児以上 25 人につき職員 1 人配置
・ 文部科学省調査(H23.8) 全国の国公立幼稚園長に「学級の望ましい人数」について調査では、3 歳児 18.0 人 4 歳児 23.7 人 5 歳児 26.1 人。
・ 令和 3 年 2 月に南相馬市幼稚園・保育園等のあり方検討委員会で決定された課題・対応方針において、3 歳児 10 人、4 歳児 15 人、5 歳児 15 人に満たない学年が発生したときは統廃合を含めた検討を開始することとしている。

南相馬市幼稚園条例及び南相馬市保育園条例の一部改正（素案）
に係るパブリックコメント手続の実施について

【こども育成課】

用希望が多いこと、施設を再開した場合の 1 クラスの受入れ園児が少数であり、子どもの成長に必要な一定の集団¹を確保することができないことから、再開は困難と判断し、廃止するもの。

■ 太田小学校区居住者（0 ～ 5 歳）状況（令和 6 年 7 月 1 日現在）

【単位：人】

区 分	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
太田幼稚園	1 0	9	1 4	1 0	7	1 1	6 1
	3	9	1 0	1 0	7	1 0	4 9
	(0:3)	(0:9)	(0:10)	(5:5)	(4:3)	(4:6)	(13:36)

園の上段は住基人口、下段は通園者数、（ ）内の数値は（幼稚園利用児数：保育園利用児数）

施設の利活用等（予定）

利活用については、現在、定まっていないことから、引き続き検討を進めていくが、当園が「南相馬市洪水ハザードマップ（R5 年 6 月時点）」の浸水想定区域内にあることが課題となっている。

（ 3 ）原町なかまち保育園

廃止の理由

震災後、休園としており、今後の市内の子どもの数の推移を踏まえ、既存の開園施設で受け入れが可能であることから、施設の役割は終了したと判断し、廃止するもの。

施設の利活用（予定）

現在、「学校教育支援センター等²」として活用しており、廃止後も同センターとして利用する予定。

（ 4 ）石神第一幼稚園及び石神第二幼稚園

現状

ア 石神第一幼稚園

石神第一幼稚園がある石神第一小学校区の児童（0 歳児～5 歳児）は 7 2 人。

地区の保護者は、保護者の就労の関係や各園の特色で預け先の園を選択しており、利用者の 7 0 %（3 7 人）は保育園を利用し、3 0 %

² いじめや不登校など、子どもについての悩みや心配ごとについて相談や学校適応指導教室「やすらぎ広場」として活用。

南相馬市幼稚園条例及び南相馬市保育園条例の一部改正（素案）
に係るパブリックコメント手続の実施について

【こども育成課】

（ 1 6 人 ）は幼稚園を利用している。

■ 石神第一小学校区居住者（ 0 ～ 5 歳 ）状況（令和 6 年 7 月 1 日現在） 【単位：人】

区 分	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
石一幼稚園	8	1 8	1 0	1 2	1 0	1 4	7 2
	3	9	5	1 2	1 0	1 4	5 3
	(0:3)	(0:9)	(1:4)	(7:5)	(2:8)	(6:8)	(16:37)

園の上段は住基人口、下段は通園者数、（ ）内の数値は（幼稚園利用児数：保育園利用児数）

イ 石神第二幼稚園

石神第二幼稚園がある石神第二小学校区の児童（ 0 歳児 ～ 5 歳児 ）
数は 2 7 3 人。

地区の保護者は、保護者の就労の関係や各園の特色で預け先の園を
選択しており、利用者の 7 0 %（ 1 4 6 人 ）は保育園を利用し、3 0 %
（ 6 2 人 ）は幼稚園を利用している。

■ 石神第二小学校区居住者（ 0 ～ 5 歳 ）状況（令和 6 年 7 月 1 日現在） 【単位：人】

区 分	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
石二幼稚園	4 2	4 3	4 2	3 8	5 3	5 5	2 7 3
	1 2	2 8	2 6	3 6	5 2	5 4	2 0 8
	(0:12)	(0:28)	(2:24)	(14:22)	(21:31)	(25:29)	(62:146)

園の上段は住基人口、下段は通園者数、（ ）内の数値は（幼稚園利用児数：保育園利用児数）

石神地区区長会からの意見書及び対応方針

令和 3 年度に休園施設の廃止を進める中で、令和 3 年 1 0 月 2 2 日に石
神地区区長会から、石神第一幼稚園及び石神第二幼稚園廃止に反対する意
見書が提出された。

ア 意見書の内容及び対応

・石神地区幼稚園の廃止には石神地区全世帯の意向調査を行い、調査
結果 を踏まえて判断すること。

→ 0 歳 ～ 5 歳のこどもを持つ家庭に対しアンケートによる意向調査を
行った。

・地域コミュニティ醸成を踏まえ、地域住民を交えた施設のあり方を
検討すること。

南相馬市幼稚園条例及び南相馬市保育園条例の一部改正（素案）
に係るパブリックコメント手続の実施について

【こども育成課】

→ 石神第二幼稚園を石神小学校児童の放課後児童クラブとして利用しており、今後も地域住民を交えた子育て支援施設として利用を進める。

・ 保育園及び幼稚園の一部廃止（素案）を見直しすること

→ 令和３年度の一部廃止は見送りとした。

・ 見直しにあたり、石神地区幼稚園の統合園を設置する方向で検討すること

→ 令和７年度にさゆり幼稚園が石神地区内に「幼保連携型認定こども園」の整備を進めており、石神地区住民の利便性が増すものと捉えている。

進め方

ア 石神地区区長会長への説明（令和６年７月）

イ アンケートの実施（令和６年８月）

ウ 石神地区区長会への説明（令和６年９月）

廃止の理由

令和３年度は、石神地区区長会より意見書の提出があったことから、休園施設の廃止について取り下げをした。

令和６年度になり、再度、こどもの数や預け先について、確認した結果、石神地区のこどもは、保育園利用者が多く、石神第一・第二幼稚園を再開した場合、当該幼稚園の利用者は少数であり、子どもの成長に必要な一定の集団を確保することができないことが見込まれる。また、今後の市内の子どもの数の推移を踏まえ、既存の開園施設及び令和７年４月に開園する施設で受け入れが可能であることから、廃止するもの。

施設の利活用（予定）

ア 石神第一幼稚園

利活用については、現在、定まっていないことから、引き続き検討を進めていくが、当園は天井の一部が雨漏りするなど、施設の老朽化が問題となっている。

イ 石神第二幼稚園

現在、石神第二児童クラブとして利用しており、引き続き、放課後児童クラブとして利用する予定。

南相馬市幼稚園条例及び南相馬市保育園条例の一部改正（素案）
に係るパブリックコメント手続の実施について

【こども育成課】

（５）原町あずま保育園

廃止の理由

令和３年１１月策定の「原町区認定こども園基本構想」において、原町さくらい保育園と統合し、原町区認定こども園に移行するとされており、令和７年４月にはらまち認定こども園聖桜が開園することから、原町あずま保育園は廃園とするもの。

施設の利活用（予定）

利活用等については、同敷地内の原町子育て支援センターが、令和８年度開設予定の、南相馬市地域子育て支援拠点施設に移行されることから、それに向けて検討する。

６ 条例の改正

（１）南相馬市幼稚園条例の別表を次のように改正する。

改正後		改正前	
名 称	位 置	名 称	位 置
南相馬市立鹿島幼稚園	南相馬市鹿島区鹿島 字北千倉 2 4 番地 2	南相馬市立鹿島幼稚園	南相馬市鹿島区鹿島 字北千倉 2 4 番地 2
南相馬市立高平幼稚園	南相馬市下北高平字 古館 2 7 8 番地	南相馬市立上真野幼稚園	南相馬市鹿島区山下 字中ノ内 2 7 3 番地 1
南相馬市立大甕幼稚園	南相馬市原町区大甕 字十日埴 2 6 番地	南相馬市立高平幼稚園	南相馬市下北高平字 古館 2 7 8 番地
		南相馬市立大甕幼稚園	南相馬市原町区大甕 字十日埴 2 6 番地
		南相馬市立太田幼稚園	南相馬市原町区益田 字塩釜 6 1 番地
		南相馬市立石神第一幼稚園	南相馬市原町区北長 野字北原田 2 8 8 番 地
		南相馬市立石神第一幼稚園	南相馬市原町区大木 戸字西原 1 番地

南相馬市幼稚園条例及び南相馬市保育園条例の一部改正（素案）
に係るパブリックコメント手続の実施について

【こども育成課】

（２）南相馬市保育園条例の別表を次のように改正する。

改正後		改正前	
名 称	位 置	名 称	位 置
南相馬市立かしま 保育園	南相馬市鹿島区西町 三丁目 9 0 番地	南相馬市立かしま 保育園	南相馬市鹿島区西町 三丁目 9 0 番地
南相馬市立かみま の保育園	南相馬市鹿島区浮田 字一丁田 6 7 番地	南相馬市立かみま の保育園	南相馬市鹿島区浮田 字一丁田 6 7 番地
		南相馬市立原町あ ずま保育園	南相馬市原町区東町 三丁目 7 番地の 4
		南相馬市立原町な かまち保育園	南相馬市原町区仲町 一丁目 1 7 7 番地

7 関係例規等の整備

- （１）南相馬市立幼稚園条例の一部改正（別紙「新旧対照表」参照）
- （２）南相馬市立保育園条例の一部改正（別紙「新旧対照表」参照）

8 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

9 今後の日程

- 令和 6 年 1 0 月 教育委員会協議会（パブコメ実施）
- 各区地域協議会（パブコメ実施）
- 1 1 月 パブリックコメント
- 各区地域協議会（諮問）
- 1 2 月 企画調整会議
- 令和 7 年 1 月 庁議
- 教育委員会定例会
- 子ども・子育て審議会
- 3 月 3 月市議会定例会

南相馬市幼稚園条例及び南相馬市保育園条例の一部改正（素案）
に係るパブリックコメント手続の実施について

【こども育成課】

南相馬市条例第 号

南相馬市幼稚園条例の一部を改正する条例

南相馬市幼稚園条例(平成18年南相馬市条例第186号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。

次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。

次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
南相馬市立 鹿島幼稚園	【略】	南相馬市立 鹿島幼稚園	【略】
南相馬市立 高平幼稚園	【略】	南相馬市立 上真野幼稚園	南相馬市鹿島区山下字中ノ内273番地1
南相馬市立 大甕幼稚園	【略】	南相馬市立 高平幼稚園	【略】
		南相馬市立 大甕幼稚園	【略】
		南相馬市立 太田幼稚園	南相馬市原町区益田字塩釜61番地
		南相馬市立 石神第一幼稚園	南相馬市原町区北長野字北原田288番地
		南相馬市立 石神第二幼稚園	南相馬市原町区大木戸字西原1番地

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

南相馬市幼稚園条例及び南相馬市保育園条例の一部改正（素案）
に係るパブリックコメント手続の実施について

【こども育成課】

南相馬市条例第 号

南相馬市保育園条例の一部を改正する条例

南相馬市保育園条例(平成18年南相馬市条例第110号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。

次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。

次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	位置	入所定員	名称	位置	入所定員
【略】			【略】		
南相馬市立かみ まの保育園	【略】		南相馬市立かみ まの保育園	【略】	
			南相馬市立原町 あずま保育園	南相馬市原町区東町 三丁目7番地の4	115人
			南相馬市立原町 なかまち保育園	南相馬市原町区仲町 一丁目177番地	100人

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。